高校を卒業した後に日本で働くことを考えている外国人のみなさんへ

入管（出入国在留管理局）では、お父さんやお母さんと一緒に日本に住んでいる人が、高校を卒業した後に日本で働きたいとき、「定住者」か「特定活動」の在留資格に変えることができるようにしています。

どういう人が「定住者」か「特定活動」の在留資格に変えることができるのか、在留資格を変えるために入管にどんな書類を持って行けばいいのか、くわしくは次に書いてあることを見てください。

変えることができる人

「定住者」に変えることができるのは、次が全部○になる人です	「特定活動」に変えることができるのは、次が全部○になる人です
日本の小学校と中学校を卒業している	―
日本の高校を卒業している、または卒業を予定している	日本の高校を卒業している、または卒業を予定している ※　高校に途中から入学した人は、日本語能力試験N2に合格できるくらい日本語を話すことができる必要があります。
―	お父さんやお母さんが日本に住んでいる
日本に初めて入国してからずっと「家族滞在」の在留資格で日本に住んでいる ※　「家族滞在」とは別の在留資格で日本に住んでいる人でも、「家族滞在」の在留資格にあてはまる人は、○になります。	
17歳までに日本に入国している	
働く会社が決まっている　※　働く時間が、1週間で28時間を超えている必要があります。	
日本の法律で決められたことを守っている　※　住所が変わったら住んでいる町の役所に書類を出す、など。	

入管に持って行く書類

定住者	特定活動
在留資格変更許可申請書（T）（タテ4cm×ヨコ3cm の自分の顔の写真を貼付る）	在留資格変更許可申請書（U）（タテ4cm×ヨコ3cm の自分の顔の写真を貼付る）
履歴書（日本の小学校と中学校を卒業したことが書いてあるもの）	履歴書（日本の高校に入学した日が書いてあるもの）
日本の小学校と中学校の卒業証書の写し＜＝コピー＞、または卒業証明書	日本の高校の在学証明書（入学した日が書いてあるもの）
―	高校に途中から入学した人は次のうちどちらかがわかる書類 ・　日本語能力試験N2以上に合格している ・　BJTビジネス日本語能力テストで400点以上をとっている
身元保証書	お父さんやお母さんが書いた身元保証書 （お父さんやお母さんが身元保証人になってください。）
日本の高校を卒業した人　→　卒業証書の写し＜＝コピー＞、または卒業証明書 これから日本の高校を卒業する人　→　卒業見込み証明書	
日本の会社などで働くことを証明する書類（雇用契約書、労働条件通知書、内定通知書など） ※　内定通知書に、雇用期間、雇用形態と給与額が書かれていないときは、これらがわかる書類（求人票など）を一緒に出してください。	
住民票の写し（※　もらうときには、「マイナンバーだけ省略してください」と言ってください。）	

※　入管に書類を出した後に、審査のために、ここに書かれていない書類を出してくださいとお願いするときがあります。

わからないときは、入管に質問してください。

＜問い合わせ先＞

札幌出入国在留管理局	TEL　0570-003259
	TEL　011-211-5701（IP、PHS、外国から）
仙台出入国在留管理局	TEL　0570-022259
東京出入国在留管理局	TEL　0570-034259
	TEL　03-5796-7234（IP、PHS、外国から）
横浜支局	TEL　0570-045259
	TEL　045-769-1729（IP、PHS、外国から）
名古屋出入国在留管理局	TEL　0570-052259
	TEL　052-217-8944（IP、PHS、外国から）
大阪出入国在留管理局	TEL　0570-064259
	TEL　06-4703-2050（IP、PHS、外国から）
神戸支局	TEL　078-391-6377
広島出入国在留管理局	TEL　082-221-4411
高松出入国在留管理局	TEL　087-822-5852
福岡出入国在留管理局	TEL　092-717-5420
那覇支局	TEL　098-832-4185

高校を卒業した後に日本で働くことを考えている外国人の方の在留資格について

主なルート

定住者：１７歳までに入国＋小学校卒業＋中学校卒業＋高校卒業＋就職内定

特定活動：１７歳までに入国＋｛高校入学→卒業／高校に途中から入学→卒業＋日本語能力N2｝＋就職内定＋日本に住んでいる親の身元保証

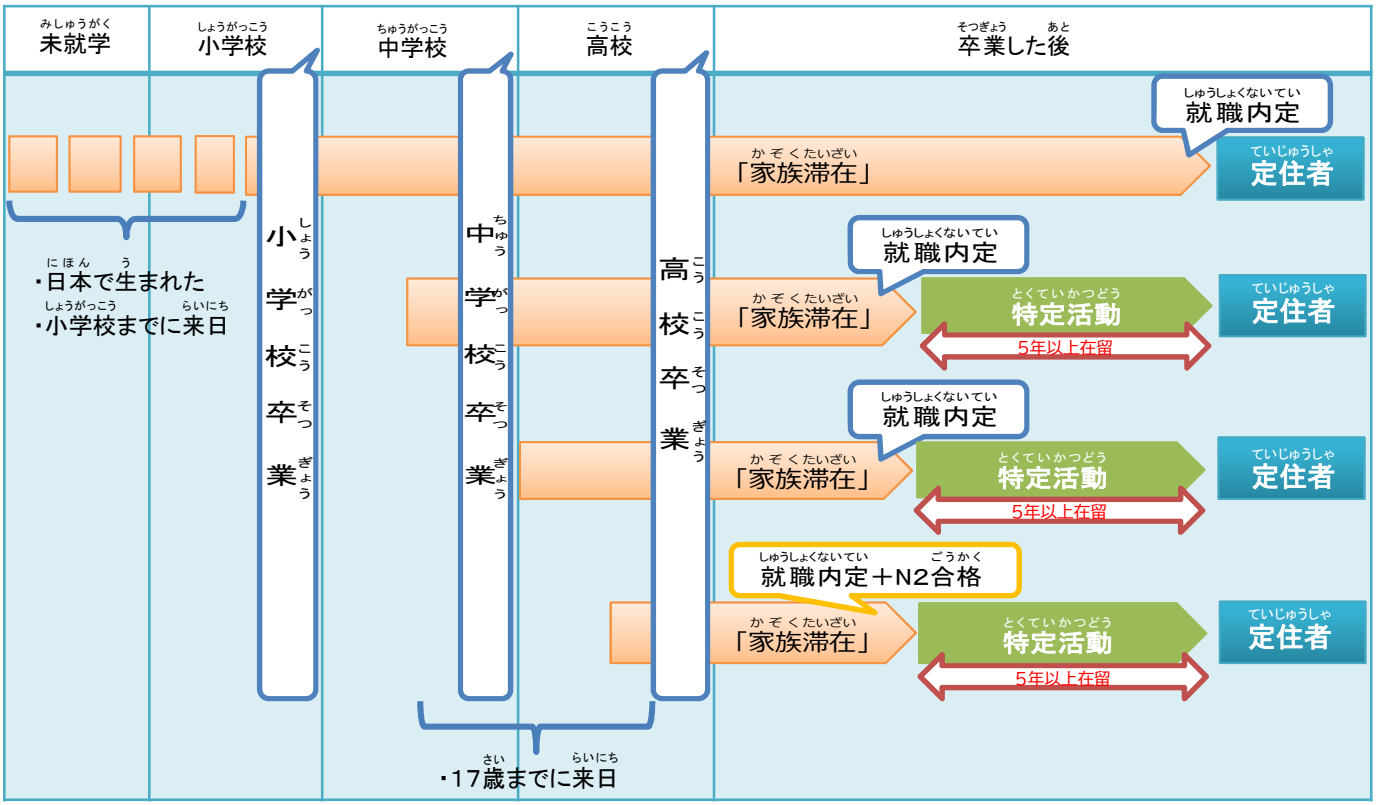

注１「家族滞在」とは別の在留資格で日本に住んでいる人でも、「家族滞在」の在留資格の条件に合う人（「留学等）はあてはまります。

注２「特定活動」から「定住者」への変更に必要な条件は次のとおりです。

① 日本の高校を卒業したこと

② 高校を卒業した後、働くことができる「特定活動」等の在留資格で５年以上日本に住んでいること

※ 日本の大学（別科・専攻科を含む）、専門学校（主に日本語教育を受ける場合を除く。）、高等専門学校（４年次・５年次に限る。また、専攻科を含む。）や高等学校専攻科で勉強した後に就職した場合、その勉強をした期間も合わせることができます。

③ 就職先が決定（内定を含む。）していること

④ 生活するのに必要なお金を自分一人で稼いでいること

⑤ 日本の法律で決められたことを守っていること

※ 住所が変わったら住んでいる町の役所に書類を出す、など